

○埼玉県警察技能指導官に関する訓令

平成 22 年 12 月 1 日

警察本部訓令第 33 号

警 察 本 部 長

技能指導官に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察技能指導官に関する訓令

技能指導官及び準技能指導官に関する訓令（平成 7 年埼玉県警察本部訓令第 19 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する職員を埼玉県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）として指定し、組織的に活用するために必要な事項を定めることにより、職員の専門的技能等の向上に資することを目的とする。

（技能指導官の任務）

第 2 条 技能指導官は、上司の命を受け、次の各号に掲げる方法により専門的技能等に関し広く職員に指導を行うものとする。

- (1) 専門的技能等に係る職務を遂行し、又は指導を受ける者等に遂行させながら行う教養
- (2) 職場、学校等における集合教養
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、専門的技能等の指導に必要と認められる方法による教養

（技能指導官の指定）

第 3 条 技能指導官は、原則として、次の各号に該当する者のうちから、本部長が指定するものとする。

- (1) 45 歳以上の者で、警視、警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員であること。
- (2) 専門的技能等に係る実務経験が 15 年以上有り、かつ、勤務成績が優秀で、人格、識見等に優れていること。
- (3) 極めて卓越した専門的技能等を有すると認められること。

2 技能指導官であった者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門的技能等の種別、職

務内容等から技能指導官の任務を行わせることが適当と認められる場合は、前項の手続を経ずに指定するものとする。

(1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員であること。

(2) 会計年度任用職員の任用等に関する訓令（令和 2 年埼玉県警察本部訓令第 11 号）第 3 条第 1 項の規定により任用された会計年度任用職員であること。

（庶務）

第 4 条 技能指導官に関する事務は、警務部教養課において行うものとする。

（雑則）

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、技能指導官の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に改正前の技能指導官及び準技能指導官に関する訓令の規定により技能指導官又は準技能指導官に指定されていた者は、改正後の技能指導官に関する訓令の規定により、技能指導官は本部長指定技能指導官に、準技能指導官は警務部長指定技能指導官に指定されたものとみなす。

附 則（平成 29 年 8 月 9 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日警察本部訓令第 13 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 7 日警察本部訓令第 23 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の技能指導官に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により本部長指定技能指導官に指定されている者は、この訓令による改正後の埼玉県警察技能指導官に関する訓令の規定により埼玉県警察技能指導官に指定されたものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際、現に旧訓令の規定により警務部長指定技能指導官に指定されている者は、指定を解除する。〔後略〕

附 則（令和 5 年 3 月 30 日警察本部訓令第 18 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 〔省略〕

- 3 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員及び同法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、改正後の埼玉県警察技能指導官に関する訓令第 3 条第 2 項第 1 号の職員とみなす。